

国家公務員の給与に係る人事院勧告及び自宅に係る住居手当の廃止に伴う本市職員の給与についての所要の改正

・改正の内容

(1) 給料表の改定

- ・平均給料改定率 0.1% (中高年齢層に限定して引き下げ)

(2) 55歳を超える職員の給与減額

- ・行政職給料表(一)及び消防職給料表の適用を受ける課長級以上の職員を対象に56歳に達する年度から給料月額を支給額を引下げ(1.5%)

(3) 諸手当の改定

期末・勤勉手当

【平成22年度】

一般職員	年間支給月数	4.15月分	3.95月分
	6月支給	1.95月分(支給済)	
	12月支給	2.2月分	2.0月分
再任用職員	年間支給月額	2.2月分	2.1月分
	6月支給	1.0月分(支給済)	
	12月支給	1.2月分	1.1月分

【平成23年度】

一般職員	年間支給月額	3.95月分
	6月支給	1.9月分
	12月支給	2.05月分
再任用職員	年間支給月数	2.1月分
	6月支給	0.975月分
	12月支給	1.125月分

住居手当

- ・自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当の廃止
- ・家賃負担額が18,000円未満の者に対する手当額を一律10,500円とする規定の削除

(4) 関係条例の改正

- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・施行日

平成22年12月1日
(住居手当については平成23年4月1日)

国家公務員退職手当法の一部改正に伴う所要の改正

・改正の内容

勤続年数別の支給率の見直し

中期勤続退職者の支給率の引き上げ、長期勤続者の支給率を微減し、勤続年数による段差の少ない緩やかな支給率構造とする。

在職中の職責に応じた調整額の新設

職務の等級に応じて調整月額を定め、在職期間のうち職位の高い方から60月分について調整月額と年数により算出した合計額を調整額として加算する制度を設ける。

【退職手当計算式】

(旧) 退職時給料月額 × 支給率 = 退職手当額

(新) 退職時給料月額 × 支給率 + 調整額 = 退職手当額

給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の特例

退職の際に、降格等により給料月額が減額されたことがある場合において、減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額の計算方法の特例を適用する。

【計算方法の特例】

減額前の給料月額 × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 + 退職日の給料月額 × (退職日までの勤続期間に応じた支給率 - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率)

返納制度の創設

退職後、在職期間中に懲戒免職処分相当の行為があったと認められた場合、退職者又はその遺族に退職手当の支給を制限し、又は全部若しくは一部の返納を命ずることができる制度を創設する。

・施行日 平成22年12月1日